## 防衛省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

提案区分									<	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省 団体名	その他 (特記事項)	団体名	支障事例	回答欄(各府省)
78	助力に対する制線和		両運転に係る特例制 度の創設	に関する教習の受講制度や自衛 隊が実施する自動車の運転に関	地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団 に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以 上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初	動車を運転できる消防団員の確保が可能化なることから、消防活動や災害時の初期活動の体制が強化される。 また、地域活動の担い手である消防団員や地域住民がその地域を訪れる 自衛隊とつなが以そ前の機会が生じることなり、その際の人的つながりが将 来の災害時の自衛隊と地域住民や消防団員の連携強化にもつながることに なる。	道路交通法施行令 まち・ひと・しごと創生 総合戦略 消防学校の教育訓練	早川町、東部 東川町、東部 東田	共同提案 中幹事団体:山梨県鳴沢村 1 1	か市、清瀬市、 石川県、南アル プス市、多治見 市、山県市、田 原市、千早赤阪	寸状態である。 〇当市は、浦防団員2084名を有し、毎年80人程度の新入団員を迎えていて、今後、車 高総重量35トン以上の浦防車両を運転できない団員が増加し、浦防活動率に支障きた は、地域の安全安心を揺るがでといさもなりかれないため、対象の消防団員が重要 重量35トン以上の浦防車両を運転できるようになるような特例の制定に賛同するもので す。。 〇当市浦防団においても、35トン以上の消防車両を38台所有しており、平成29年3月12 日の道路交通法の改正による普通運転先幹部で運転できる自動車の終重が33トン末法 なったことで、浦防団からも今後7月防ガンゴ車の運転について心配の声があげられています。 現在、当市でも今年度浦防団に入団した団員1名が平成29年3月12日以降に普通運転 現在、当市でも今年度浦防団に入団した団員1名が平成29年3月12日以降に普通運転 免許証を取得しており、今後、同様の団員が増加していてことで浦防団活動に支障が起こ ここと状況を踏まえると、浦防団所有の浦防ボンブ車の運転に多な免許を、取得し やすべるらようは特別制度の創設を希望します。 〇本市においては、4月1日現在、改正後の普通免許を所持する浦防団が名を確認しまり、今後に関ビ輸加でいく区とわれる。また、保有している浦防ボンブ目動車は29台 すべて35トン以上の仕様となっている。 以上のことから 提案当かている「通防管理を示する情報を回る	提案即体の提案超盲の理解に当たって、本年6月29日開催の1地方分権収集有調者会議」の資料64多期に、以下のとおり回答する。 【(1)について】 公安委員会から指定を受けた自動車教習所(以下「指定自動車教習所」という。)で技能教習を 受講した者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第57条の2第1第22号の規定の適用を受 ける者)は、運転外許越勢のうちた能記録が免除されることとなるところ、職員や観事に関して 定の要件を満たす自動車教習所は、当該指定を受けることができるとされている。したがって、消 防学校や同学やの委託を受けた自動車教習所(以下)消防学校等」という。(3) 総計・施の要件 を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けた場合には、当該消防学校等で一 定の教習を受け、かつ道路交通法第57条の27第1項第2号の適用を受ける者について、技能試験